

Ⅲ くらしと住まい

Ⅲ-1 住宅をさがす

1. 府営住宅に申し込む

府営住宅の公募は年複数回行われています。募集の度に募集用パンフレットが作成され、府内の市町村区役所、各府民お問合せセンター情報プラザ、各指定管理者事務所、大阪府庁などで配布しています。抽選後入居の資格を満たす方が入居できます。外国人の方も下記の条件を満たしていれば、申し込みできます。

- ① 収入基準に見合う
- ② 現在住宅に困っている
- ③ 申し込みの本人が大阪府内に居住または勤務している（勤務の予定がある）
- ④ 住民登録を行っている

大阪府住宅経営室

URL http://www.pref.osaka.lg.jp/s_jutakukeiei/

2. その他の公的住宅

市営住宅	市が供給している一定の所得以下の世帯向け住宅
大阪府特定公共賃貸住宅	大阪府が直接供給している、中堅所得者向けの賃貸住宅 URL http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/boshujigyo/index.html
大阪府公社賃貸住宅	大阪府住宅供給公社が管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6203-5454
UR住宅	UR都市機構が建設管理する中堅所得者向けの賃貸住宅 ☎06-6968-1717

3. 民間賃貸住宅を探す

民間賃貸住宅を探す場合、家賃、敷金、地域、家の広さ等の条件を明確にします。そして、その地域の不動産業者（貸家やアパートを紹介する店）で賃貸住宅を紹介してもらうことができます。自分の希望を述べるとともに、大体の相場を知る事も必要です。住宅情報誌等で調べることができます。また、日本在住の外国人向けに、求人・不動産情報などを提供する外国語情報サイトなどに掲載されている広告も参考になります。

借りる場所が決まったら、不動産業者の事務所で賃貸契約（アパートなどを借りるための契約）を結びます。賃貸契約には家賃、共益費、敷金の他、退去の際の注意事項、ペットの可否、その他の決まり事が記載されています。ですからきちんと理解した上で署名（同意するという意味で、自分の名前を書くこと）するようにしましょう。退去時の通告（不動産会社に伝えること）のタイミング、敷金から引かれる金額やその内訳を明確にしておき、問題が起らない様にしておきましょう。

民間賃貸住宅探しに役立つ情報を提供する「Osaka あんしん住まい推進協議会」もあります。

URL <http://www.osaka-anshin.com/>

■ 契約するときに必要なお金

<p>やちん 家賃</p>	<p>つきごとで、前の月に次の月の分を支払います。そのため、最初は2か月分を支払います。</p>
<p>かんりひ 管理費（集合住宅の場合）</p>	<p>住んでいる人たちが共同で使う場所の管理、掃除などのために毎月支払います。</p>
<p>しききん 敷金</p>	<p>借りる人が契約するとき、家主（家の所有者）に家賃を払う保証として預けるお金です。関西では敷金は家賃の1～3倍で、住宅の補修等に使われます。退去する際に、30%から半額が引かれることが多いです。</p>
<p>れいきん 礼金</p>	<p>契約時に家主に支払われる謝礼のことで退去時に返還されません。</p>
<p>ちゅうかいりょう 仲介料</p>	<p>不動産会社に支払う手数料</p>